

新庁舎建設用地の土壌調査結果について

●ポイント	新庁舎建設用地の土壌調査の結果、環境基準値を超える「ひ素」を検出しました。				
●場所	広島県安芸郡海田町南昭和町 1 0 4 9 番 1 （新庁舎建設用地）				
●内容	1 調査の概要 新庁舎整備に当たり、土壌汚染対策法に基づき、建設用地の土壌汚染の有無について調査を行いました。 2 調査の結果 敷地内の一部において環境基準値を超える「ひ素」を次のとおり検出しました。 【詳細は別紙のとおり】 (単位：mg／L) <table><tr><td>土壌溶出量基準</td><td>検出値</td></tr><tr><td>0. 0 1</td><td>0. 0 1 3 ～ 0. 5 9</td></tr></table> ※土壌溶出量：土壌から有害物質が地下水等に溶け出す量 ※土壌溶出量基準：人が1日2リットル、70年間飲み続けても健康に対する有害な影響がないものとされる数値 3 今後の対策 今回の調査結果等を踏まえ、汚染土壌の対処方法を検討し、全体スケジュールを調整します。	土壌溶出量基準	検出値	0. 0 1	0. 0 1 3 ～ 0. 5 9
土壌溶出量基準	検出値				
0. 0 1	0. 0 1 3 ～ 0. 5 9				
●参考	「ひ素」について 「ひ素」は、自然環境中に広く存在する元素です。土壌汚染対策法令で定める26の「特定有害物質」の1つで「重金属等」に分類されます。				